

令和 4 年 2 月 7 日

新規開園（認可）施設等の確認にかかる利用定員の設定について

子ども・子育て支援法に基づく新規開園（認可）施設等（移行等を含む）の確認に係る利用定員の設定にあたり、子ども・子育て会議に意見聴取を行う。

利用定員について

新制度移行予定施設・事業【1号認定】 別紙のとおり

利用定員の設定について

利用定員は、認可定員の範囲内で区市町村が設定する。

設定は1号及び2号は3～5歳を一括で、3号は、0歳と1～2歳の区分に分ける。なお、標準時間と短時間の区分は基本設けない。

新規開園（認可）施設及び事業（移行等を含む）に係る確認について

平成27年4月1日以降に認可を受け開設する施設・事業は、区が利用定員を定め、確認を行うことが必要となる。

利用定員を定めようとするときは、あらかじめ審議会等（世田谷区では子ども・子育て会議）の意見を聞かなければならない。（子ども・子育て支援法）

新規開設(移行等含む)予定施設・事業

【A:現在の確保内容】

類型	新設/移行/ 定員増減	施設・事業所名称	所在地	運営法人等	開設等予定年月日	特定教育・保育施設 利用定員	新制度に移行しない幼稚園 認可定員	計
						1号認定	1号認定	
私立認可幼稚園	定員増減(新 制度移行)	玉川小羊幼稚園	奥沢7-12-22	(宗)玉川神の教会	令和4年4月1日	0	90	90
利用定員等合計						0	90	90

【B:令和4年4月1日以降(新制度移行後)の確保内容】

類型	新設/移行/ 定員増減	施設・事業所名称	所在地	運営法人等	開設等予定年月日	特定教育・保育施設 利用定員	新制度に移行しない幼稚園 認可定員	計
						1号認定	1号認定	
私立認可幼稚園	定員増減(新 制度移行)	玉川小羊幼稚園	奥沢7-12-22	(宗)玉川神の教会	令和4年4月1日	60	0	60
利用定員等合計						60	0	60

増減 (B - A)	60	-90	-30
------------	----	-----	-----

区全域	現在の確保内容(令和3年度)	令和4年4月1日以降	
	1号認定	1号認定	
特定教育・保育施設 利用定員	1,907	1,967	60
新制度に移行しない幼 稚園認可定員	9,900	9,865	-35
計	11,807	11,832	25
需要量見込み	11,020	10,905	-115